

国際共同研究事業
ドイツとの国際共同研究プログラム（JRP-LEAD with DFG）
令和 8（2026）年度分募集要項

令和 7（2025）年 2 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 事業の趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science, JSPS）は、将来革新的な知の研究成果を生み出すために、海外の学術振興機関との連携のもと、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究の推進及び若手研究者の研鑽機会の充実を通じた育成に資する人的交流の促進を目的として国際共同研究事業を実施します。本事業は、一国のみでは解決が困難な課題について、共同研究・セミナー・研究者交流の実施に要する経費を支援するものです。

2. プログラム概要

2-1. 相手国・対応機関

ドイツ・ドイツ研究振興協会（Deutsche Forschungsgemeinschaft, DFG）

2-2. 対象分野

Condensed Matter Physics and Statistical Physics, Soft Matter and Biological Physics

2-3. 実施期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日から 3 年間

2-4. 支給額

本会から日本側代表者への支給額

研究交流経費：1 課題あたり 1,000 万円以内／会計年度
（全実施期間での総額は 3,000 万円以内）

2-5. 採択予定件数

最大 10 件

3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条に規定されている研究機関（※）に所属し、申請日時点で科学研究費助成事業の応募資格を持つ者。また、原則として常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であること（常勤職の位置づけについては、各機関の定めによる。）

ただし、所属機関において、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、責任を持って本事業を遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）でも可能です。

なお、申請者は採択後に代表者として、事業の遂行に関して、全ての責任を持つ者であり、重要な役割を担っています。従って、実施期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなることが見込まれる場合、代表者となることは避けてください。また、申請後は原則、代表者の変更は認められません。

- ※ 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条に規定される研究機関
- 1) 大学及び大学共同利用機関
 - 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 3) 高等専門学校
 - 4) 文部科学大臣が指定する機関

4. 要件

4-1. 日本側代表者及び日本側参加者の要件

日本側代表者の要件については「3. 申請資格」に準じます。日本側参加者の要件は、我が国の大学等学術研究機関（原則、「3. 申請資格」の 1)～4)の機関に限る。）において研究に従事している者（当該研究の遂行に十分な能力と経験を有する大学院博士課程・修士課程在籍者及び名誉教授を含む。）です。なお、学部学生の参加は認められません。

4-2. ドイツ側代表者及びドイツ側参加者の要件

ドイツ側代表者及びドイツ側参加者の要件については、DFG の募集要項を参照してください。

<https://www.dfg.de/en/news/news-topics/announcements-proposals/2025/ifr-25-19>

5. 本会支給経費

5-1. 支給方法

本事業では、課題の実施に要する業務について、本会が日本側代表者の所属機関に対して業務委託する方法により行うため、経費は委託費として支給されます。

また、経費の支給及び執行は会計年度単位とします。

5-2. 支給経費の内訳

研究交流経費：

「外国旅費」、「国内旅費」、「セミナー開催経費」、「物品費」、「人件費・謝金」、「その他」

セミナー開催経費は、相手国と協力してセミナーを開催するための経費です。**本事業は国際共同研究に資する人的交流の促進を目的としているため「外国旅費」、「国内旅費」及び「セミナー開催経費」の合計が各年度の研究交流経費総額の 50%以上となるようにしてください。**

上記を満たさない申請は審査の対象となりません。

なお、支給経費についての詳細は、別紙 1「国際共同研究事業 経費の取扱いについて」を確認してください。

6. 申請手続・受付期間

日本側申請者とドイツ側申請者が共同で DFG に申請してください。日本側申請者は本会に必要な事項の登録を行い、ドイツ側申請者は DFG に申請書を提出してください。

DFG への申請のみ、又は本会への登録のみの場合は審査の対象となりません。

6-1. 日本側申請者・日本側申請者の所属機関が行う手続

- ① 日本側申請者は、ドイツ側申請者と協力して申請書を作成してください。また、申請書には、日本側に係る経費の妥当性・必要性を示した経費計画概要（Financial Form for Japanese Side）を含め、ドイツ側申請者を通じて DFG に提出してください。

なお経費計画概要の作成に当たっては、別紙 1「国際共同研究事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

経費計画概要の様式は、下記本会ウェブサイトからダウンロードできます。

<本会ウェブサイト>

https://www.jsps.go.jp/j-bottom/02_h_sinsei.html

DFG への申請手続・受付期間は DFG の募集要項を確認してください。

<https://www.dfg.de/en/news/news-topics/announcements-proposals/2025/ifr-25-19>

- ② 日本側申請者は、「日本学術振興会電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）」に必要事項を登録し、所属機関を通じて提出してください。

＜日本側申請者・日本側申請者の所属機関による本会への登録手続期間＞

【期限厳守】令和 7（2025）年 2 月 28 日（金）～6 月 4 日（水）午前 7：00（日本時間）

※ 日本側申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。

電子申請システム

電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ

(https://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を確認してください。

なお、現在の所属機関において既に学術国際交流事業の申請者 ID を取得している場合、再度 ID・パスワードを取得する必要はありません。所属機関が変わった場合には、新しい所属機関に対して改めて ID・パスワードの発行を依頼してください。

※注意

今回の審査は主に DFG において行いますが、日本側審査委員選考の参考とするため、学術国際交流事業の「審査区分表」を参照のうえ、審査を希望する小区分コードを選択してください。

＜学術国際交流事業 審査区分表＞

https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-bottom/r6_reviewsectiontable_j.pdf

- ③ 日本側申請者は、ドイツ側申請者によって DFG に提出された以下の申請書一式を一つの PDF ファイルにまとめ、指定する期日までに所属機関を通じて本会へ提出してください。
提出方法については、電子申請システムへの登録があった機関に対し、本会から別途通知します。

＜申請書一式＞

- ・ Project Description
- ・ 経費計画概要 (Financial Form for Japanese Side)
- ・ 日独研究者の CV

＜日本側申請者・日本側申請者の所属機関による申請書一式の提出期間＞

【期限厳守】令和 7（2025）年 6 月 5 日（木）～6 月 11 日（水）17：00（日本時間）

6-2. ドイツ側申請者が行う手続

ドイツ側申請者が行う手続は、DFG の募集要項を確認してください。

<https://www.dfg.de/en/news/news-topics/announcements-proposals/2025/ifr-25-19>

7. 申請に際しての留意事項

- ① 本事業の申請に当たっては、DFG における募集関連情報も確認のうえ、ドイツ側申請者と共同で申請してください。
- ② 本事業は、若手研究者の研鑽機会の充実を通じた育成を目的の一つとしているため、積極的な若

手研究者の参加が望まれます。

- ③ 本会の学術国際交流事業では、既にその代表者等（研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。）として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の代表者等となることができません。重複の可否については、別紙2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」を確認してください。
申請時点ですでに国際共同研究事業を実施中の日本側代表者は、これから申請する課題の実施期間開始日より前に実施中の課題が終了する場合、申請が可能です。
なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。

- ④ 本募集要項には、現時点のスケジュール等を掲載しておりますが、支援開始の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュール等に変更が生じた場合は日本学術振興会ホームページ及び研究機関を通じて適宜周知します。

8. 審査基準

本事業の審査は、リードエージェンシー方式にて実施します。リードエージェンシー方式とは、相手国対応機関との信頼と合意に基づき、審査を一方の機関へ委ねる審査方式です。今回はリードエージェンシーとなる DFG の審査基準により実施します。詳細は、DFG の募集要項を確認してください。

<https://www.dfg.de/en/news/news-topics/announcements-proposals/2025/ifr-25-19>

9. 選考及び結果の通知

- ① DFG が選出した審査員による書面審査の後、DFG と本会とが共同で合議審査を行った上で、採択／不採択を決定します。
- ② 審査結果に基づく採択、不採択については、令和 8（2026）年 1 月頃に日本側申請者の所属機関長に通知し、採否結果を電子申請システム上で開示します。

10. 採択決定後の手続

日本側申請者の所属機関長宛てに実施に必要な諸手続を通知しますので、所定の期日までに実施計画書を含む必要書類を提出してください。

本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。（実施計画書の内容に基づく査定及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。）

11. 日本側代表者の所属機関及び本人の義務

- ① 日本側代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行うこと。
- ② 日本側代表者は、本会所定の様式により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- ③ 共同研究の研究成果を積極的に発表し、ウェブサイトや学会誌等において公開すること。その際は本事業による支援であることを明記すること（12. その他（12-9. 論文謝辞等）を参照）。
- ④ 実施期間終了後に国際事業委員会において事後評価を実施するため、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出すること。

12. その他

12-1. 採択・採用の取消し等

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）のほか、全ての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載（署名の無断転用を含む。）等が認められた場合には、審査の中止、採択・採用決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号）については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

12-2. 法令遵守

研究計画を遂行するに当たって、研究対象者の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む。）に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、どのような対策や措置を講じるのかについても、申請書中に記述してください。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む。）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記述してください。

12-3. 国際的な研究交流活動の遂行能力、実現可能性

国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある代表者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にした上で申請してください。

また、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、可能な限り申請時点における状況を踏まえ、見通しを立てた上で渡航、来日計画を具体的に調整した申請内容を準備してください。

12-4. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

12-5. 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

○安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研

究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※ 1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

（※ 1）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キヤッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※ 2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

（※ 2）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※ 3）。このため、研究開始（契約締結日）までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

（※ 3）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

○日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としています。受託者から第三者への当該知的財産権の移転等に当たっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本委託事業においては、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、本会へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

12-6. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

12-7. 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会の科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

本会の論文のオープンアクセス化に関する実施方針は、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

12-8. 研究データマネジメントについて

日本学術振興会は、本会の事業での研究活動における研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に採択された研究者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン（DMP）を作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。

本会の研究データの取扱いに関する基本方針は、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf

12-9. 論文謝辞等

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。なお、課題番号は、採択・採用時に別途通知します。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

○英文

This work was supported by JSPS International Joint Research Program (JRPs). Number : [課題番号].

○和文

本研究は、日本学術振興会国際共同研究事業スイスとの国際共同研究プログラム（JRPs）[課題番号]による支援を受けたものです。

12-10. NBDC からのデータ公開について

国立研究開発法人科学技術振興機構のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業（<https://biosciencedbc.jp/>）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）でも、NBDC（現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベース カタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録 データ	生命科学系データベー ス アーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベー ス	https://humandbs.dbcls.jp/

12-11. 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」という。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用 (Replacement)、使用数の削減 (Reduction)、苦痛の軽減 (Refinement) を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

12-12. ナショナルバイオリソースについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、本事業で開発したバイオリソース (NBRP で対象としているバイオリソースに限ります) のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース (動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報) については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

12-13. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

12-14. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチ

チェックリストの提出

本事業の開始に当たり、申請者の所属機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）。

このため、下記ウェブサイトの内容を確認のうえ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、研究開始（契約締結日）までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和6年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず応募は認められますが、この場合は、令和7年度版研究不正行為チェックリストを令和7年9月30日までに提出してください。

研究不正行為チェックリストについては、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下を参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

12-15. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（i）契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて契約の変更・解除等を行い、資金の全部又は一部の返還等を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号）のとおりに、本会が交付するすべての研究資金の交付の制限措置を講じます。ただし、本事業においては特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号）については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(iii) 申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業における資金の交付を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

不正事案の公表については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

12-16. 研究倫理教育の履修義務

本事業に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、別途指定する期日までに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること又は下記の研究倫理教育に関する教材の通読・履修をすることが必要です。

○「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編）

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

○研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

○APRIN e-ラーニングプログラム (eAPRIN)

12-17. 研究者情報の researchmap への登録

researchmap は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

○researchmap

<https://researchmap.jp/>

12-18. JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人 1

人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

○JSPS-Net

<https://www.jsps-net.jsps.go.jp/>

12-19. LinkedIn への登録

LinkedIn は、世界 200 以上の国と地域にいる 10 億人を超える登録メンバーが仕事やキャリアに関する情報を取得、交換することができる、世界で働くすべての人のために、経済的なチャンスを作り出す世界最大のプロフェッショナルネットワークです。

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、本事業経験者は、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いします。

○LinkedIn

<https://www.linkedin.com/company/jsps-international-academic-collaborations>

12-20. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採択された課題については、代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名、予算額、実施期間、報告書並びに（評価を行う場合は）評価結果等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者（以下「EEA 等在住者」という。）が含まれる場合は、GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）及び英国の一般データ保護規則に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。

GDPR の詳細に関しては、以下のサイト等を参照してください。

○個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

12-21. 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

13. 問合せ先

13-1. 事業内容や募集要項についての問合せ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部 研究協力第二課 共同研究係

電話：03-3263-1860/1918 （受付時間：月～金 9:30～17:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

FAX : 03-3234-3700

E-mail : bottom-up 【*】 jsps.go.jp (【*】は@に置き換えてください)

13-2. 電子申請システムの操作に関する問合せ

コールセンター フリーダイヤル 0120-556-739

(受付時間：月～金 9:30～17:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

※ システム操作に関するお問合せ以外は受け付けることができません。

13-3. DFG 担当者連絡先

Mr. Raoul Wagner

Programme Officer

International Affairs

E-mail: raoul.wagner 【*】 dfg.de (【*】は@に置き換えてください)

Telephone: +49 (228) 885-2217

Dr. Saiki Hase

Deputy Director

DFG Japan Office

E-mail: saiki.hase 【*】 dfg.de (【*】は@に置き換えてください)

Telephone: 03-3589-2507

※ 本募集専用のドイツ側問合せ先となります。

国際共同研究事業 経費の取扱いについて

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部 研究協力第二課

本事業の委託費は、「研究交流経費」と「業務委託手数料」で構成されます。募集要項に記載の「支給額」は「研究交流経費」のみの金額です。経費の支出や手続、取得した物品等の管理に当たっては、受託機関の規程等に従ってください。なお、委託費には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

「研究交流経費」、「業務委託手数料」の主な用途は以下のとおりです。

(1) 研究交流経費

研究交流経費については、下表経費費目の「外国旅費」、「国内旅費」及び「セミナー開催経費」の合計が研究交流経費総額の 50%以上となるようにしてください。

経費費目		主な用途
研究交流 経費総額 の 50%以 上とする 経費	外国旅費 国内旅費	日本側参加者の外国・国内出張（打合せ、セミナー参加、各種調査・実験、成果の発表等）のための経費（交通費、日当、宿泊料等）
	セミナー開催経費	相手国と協力して日本で開催するセミナーの実施に必要な経費
研究交流 経費総額 の 50%以 下とする 経費	物品費	本事業の実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費 ※「セミナー開催経費」を除く
	人件費・謝金	本事業の実施に必要な人件費、事業への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収・資料の収集等）をする者に係る謝金等の経費 ※「セミナー開催経費」を除く
	その他	上記のほか、本事業を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手・電話等）、運搬費、研究活動費（ベンチフィー）、事業実施場所借り上げ費（受託機関の施設において事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器、器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、成果発表費用（学会誌投稿料、ウェブサイト作成費用、学会参加費）、実験廃棄物処理費、特許使用料、不課税取引・非課税取引に係る消費税相当額）等 ※「セミナー開催経費」を除く

※次のものに使用することはできません。

- ・ 相手国側代表者・相手国側参加者に係る経費
- ・ 不動産取得に係る経費
- ・ アルコール飲料代
- ・ 自己都合（受託機関の都合による場合を含む）による旅費や会場借料等のキャンセル料（なお、自己都合に該当するか否かについては受託機関の取決めに従ってください。）
- ・ 本事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 日本側代表者に対する人件費・謝金
- ・ 業務委託手数料を使用することが適切な経費
- ・ その他、本事業と直接的な関係が認められないもの

(2) 業務委託手数料

業務委託手数料は、本事業の実施に係る業務遂行に伴い必要となる経費です。委託業務の実施に伴う事務経費としてのみ使用できます。

業務委託手数料の額は、研究交流経費の10%に相当する額（端数が生じた場合、1円未満を切り捨てとした額）とし、研究交流経費の外額として配分します。実際の使用に当たっては、受託機関の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

学術国際交流事業の重複制限一覧表

本表は、甲欄の事業に研究代表者等として新規に申請しようとする者及び甲欄の事業について既に研究代表者等として採択されている者が、乙欄の学術国際交流事業に申請する場合の重複制限を示したものです。

○：甲・乙欄双方の事業において重複して研究代表者となることが可能（双方の事業に申請できる）

△：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可

▲：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、双方の事業において重複して研究代表者となることは不可（甲・乙欄双方の事業に新規採択された場合は、いずれか一方を選択する）。

×：乙欄の事業に申請できない（甲欄の事業のみ実施する）。ただし甲欄の事業の最終年度を除く。

－：同一の事業においては、原則として一つの研究課題のみ申請できる（甲欄の事業に採択されている場合は、甲欄の研究課題のみ実施する）。

乙欄 甲欄		（共同研究、セミナー） 二国間交流事業	国際共同研究事業	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業
		新規	新規	新規	新規	新規
二国間交流事業 （共同研究、セミナー）	新規	△	○	○	○	○
	継続	△	○	○	○	○
国際共同研究事業	新規	○	—	▲	▲	▲
	継続	○	—	×	×	×
日独共同大学院プログラム	新規	○	▲	—	▲	▲
	継続	○	×	—	×	×
研究拠点形成事業	新規	○	▲	▲	—	▲
	継続	○	×	×	—	×
日中韓フォーサイト事業	新規	○	▲	▲	▲	—
	継続	○	×	×	×	—